



港区新橋5-15-5
交通ビル4F

国労東日本本部

発行責任者 大沼 元
編集責任者 樋口孝重

2017年
12月5日
NO. 95

ダイジェスト版

仲間の信頼
力に変えて
さあ踏み出そう
組織の拡大へ
HP <http://www.e-nru.com/>

エルダー制度で修正提案! 基本賃金3,000円アップ他 手当等で大幅改善

今回の提案については、6月の会社提案以降、国労は10月に基本交渉を終了していましたが、11月30日に要請を行う中で、本日会社から交渉時の検討事項を含め、修正提案として回答されました。精勤手当の算出方法の見直し(エルダー社員全体・約80万円増)を始め、基本賃金3,000円アップ、65歳満了時の経過措置等もはかられました。

国労は前進面があったこと、スケジュールの遅れによる対象社員の不安も考慮し、妥結判断を行いました。会社にはこれ以降の丁寧な対応と運用を重ねて要求し、会社からも「丁寧なコミュニケーションを図っていく」と回答がされました。これから現場で説明・本人提示と移行していきますが、社員の不安解消に向け、各地方からも取り組みの強化を要請します!

《 現 行 》

➡ 《2018年4月1日以降》 赤は修正提案事項

原則出向

➡ 原則出向 (ただし以下の本体業務にエルダー社員を配置)
※資格等の合格が従事要件、計画・管理監督業務等、管理業務、特に会社が認めた者

育児・介護勤務B(短日数)

➡ 所得事由を問わない「短日数勤務」
※ハーフタイム勤務は新規適用取りやめ

基本賃金

➡ 一律3,000円アップ

調整手当

(・マイスター40,000・アドバイザー20,000)
(・管理的業務30,000・特に認める者40,000)

➡ エルダー管理手当を新設 精勤手当の算定基礎(基準額)に加える
職務手当・技能手当(支給対象化)
・対象業務に従事する場合に支給
・社員と同様の内容に加え、マイスター40,000円・アドバイザー20,000円

割増賃金 155.8

(1時間あたり賃金額の算出分母)

➡ 149.9 (増額、乗務員勤務基準へ)

行先地手当・乗務員手当

➡ 社員と同様に支給

精勤手当(年間30万定額)

➡ 社員に準じた算出方法 定額から基本賃金とする事で大幅アップ。
来年4月に65歳満了となる支給分の経過措置125,000円を支払う。

エルダー社員調整特別措置

(1年目29,000円、2年目以降41,000円)

➡ (1年目35,000円、2年目以降41,000円は現行通り)

出向特別措置

➡ 労働条件の違いによる措置、社員と同額を支給(2,500円~35,000円)